

I. 博物館学課程

学芸員は、博物館法第4条第3項の規定に基づいて博物館に配置される専門職員で、本課程を修了すると国家試験免除で国家資格である学芸員資格を取得することができます。学芸員は、博物館資料の収集・保管・展示・調査研究や教育活動などを職務内容としています。

本学では、専ら人文科学系の博物館に必要な学芸員を養成しています。学芸員としての実務を遂行できるよう、博物館専門職に必要な基本的知識と技術の修得を目標としています。

なお、本学で所定の単位を修得した場合、「学芸員となるための単位修得証明書」を卒業時に交付します。

【履修上の注意】

本課程は、最低2ヵ年以上にわたって受講する必要があります。

【「博物館実習」受講上の注意】

1. 「博物館実習Ⅲ」（3年次開講）は博物館における運営及び資料収集・分類・目録・保管・展示・学術研究・教育活動等に関する実務の見学実習です。なお、見学実習の実施スケジュールや内容は年度によって変更となる可能性があります。
2. 「博物館実習Ⅲ」（3年次開講）を受講するには、2年次終了までに「博物館概論」及び「博物館実習Ⅰ・Ⅱ」を修得している必要があります。
3. 「博物館実習Ⅳ」（4年次開講）を受講するには、3年次終了までに「博物館実習Ⅲ」を修得していなければなりません。なお、「博物館実習Ⅲ」を未修得の場合は、4年次に「博物館実習Ⅲ」「博物館実習Ⅳ」を並行して履修することを特例として認めます。
4. 「博物館実習Ⅳ」の科目は、1クラスの受講生を15名程度の定員とする事前登録制です。受講には、実習費（授業で使用する消耗品代）の納入が必要です。
5. 博物館実習は、Ⅰ～Ⅳまでを3単位とし、すべて修得した場合に「博物館実習Ⅳ」3単位として認定します。したがって、博物館実習Ⅰ～Ⅲまで合格の場合の成績表示は「G」とします。

【「博物館実習Ⅲ」（博物館実地見学）について】

1. 目的
博物館における運営及び資料収集・展示・学術研究・教育活動等に関して、各博物館の状況を見学して自主的に学習します。
2. 実施時期（令和2年度参考）
令和2年6月3日（水）～12月18日（金）
3. 見学先
 - ①国立博物館
 - ②都道府県立博物館
 - ③市町村立博物館
 - ④私立博物館
 - ⑤自由選択上記の 카테고리（①～⑤）のそれぞれの博物館から各1館を見学（計5館見学することとなる）
4. 説明会
実習等の説明については、3年次の5月に実施予定。
5. 成果報告の方法
レポート提出
6. 経費
交通費、入館料等の費用は学生個人負担

【単位修得までの主な行事予定】

学年	時期	行事	備考
2年次	4月下旬	課程費納入	新規受講者のみ対象
3年次	5月中旬	「博物館実習Ⅲ」博物館実地見学に関する説明会	
	5月中旬～下旬	「博物館実習Ⅲ」履修登録申し込み	
	6月上旬～12月上旬	「博物館実習Ⅲ」実地見学	
	9月下旬～12月上旬	「博物館実習Ⅲ」レポート提出	レポート提出期間については変更の可能性があります。
4年次	4月下旬	実習費（「博物館実習Ⅳ」受講者）納入	
	3月下旬	「学芸員となるための単位修得証明書」交付（卒業時）	

【博物館学課程開講講座表】

法令上の科目		大学における開講科目			開講学年				履修方法
科目名	単位数	科目名	開講	単位	1	2	3	4	
生涯学習概論	2	生涯学習概論	半期	2		○			19単位 必修
博物館概論	2	博物館概論	半期	2	○				
博物館経営論	2	博物館経営論	半期	2			○		
博物館資料論	2	博物館資料論	半期	2		○			
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	半期	2		○			
博物館展示論	2	博物館展示論	半期	2			○		
博物館教育論	2	博物館教育論	半期	2		○			
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	半期	2			○		
博物館実習	3	博物館実習Ⅰ	半期	3	○				
		博物館実習Ⅱ	半期			○			
		博物館実習Ⅲ	実地見学				○		
		博物館実習Ⅳ	通年					○	
計	19	計		19					

○で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。